

業務改善助成金（通常コース）のご案内

【高知局版】

おすすめ！ 業務の効率化や生産性の向上につながる設備投資等の費用を助成

コース区分により

助成率：最大 9割

助成上限額：最大600万円

申請期限（事業完了期限）：令和5年3月31日

助成概要

事業場内の労働者
最低賃金の引き上げ
(30円以上)

設備投資等
(機械設備、
コンサルティング導入等)

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

対象事業場

- 中小企業であること
- 事業場内最低賃金と
 地域別最低賃金の差額が30円以内

 高知県最低賃金は令和4年10月9日から853円に改正されていますので、
事業場内の最も低い賃金が853円から883円までの労働者がいる場合が
対象となります。

助成限度額

コース区分	賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額（万円）				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
30円	30(60)	50(90)	70(100)	100(120)	120(130)
45円	45(80)	70(110)	100(140)	150(160)	180(180)
60円	60(110)	90(160)	150(190)	230(230)	300(300)
90円	90(170)	150(240)	270(290)	450(450)	600(600)

【高知県の助成率】

事業場内最低賃金
853円～869円
9/10 (90%)
870円～883円
4/5 (80%)

 生産性要件
を満たした場合
9/10 (90%)

手続きフローチャート

事業主

申請書の作成、提出

- ・申請書（添付資料）には以下の計画を記載する。
業務改善計画の策定
(設備・器具の導入等)
賃金引き上げ計画の策定
(事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ)
・申請書を労働局へ提出する。

労働局

審査、交付決定
(1か月程度)

労働局において申請書の審査を行い、適正であれば助成金の交付決定を行う。

事業主

計画の実施
(1～3か月程度)

事業主が計画に基づき、業務改善（設備導入等）助成対象経費の支払い賃金引き上げ を実施する。
3月末までに計画を完了する必要があります。
賃金引き上げは申請書提出後であれば、交付決定前に実施してもよい。

事業主

実績報告書の作成、提出
(提出期限：計画完了後1か月
または4/10のいずれか早い日)

- ・実績報告書には以下を記載する。
業務改善計画の実施結果
助成対象経費の支払い結果
賃金引き上げ状況
・実績報告書を労働局へ提出する。

労働局

審査、金額確定
(20日程度)

労働局において実績報告書の審査を行い、助成金の金額を確定する。
業務改善（設備導入等）及び費用額の確認
賃金引き上げの確認

請求書の提出

助成金の支給

状況報告の提出

全国の導入事例

【小売業】

- POSレジシステム
在庫管理の短縮
- 縦型ミキサー
作業能率の向上



【農業】

- 農薬散布ドローン
消毒時間の短縮
- 野菜梱包機
梱包作業時間の短縮



【美容業】

- フェイシャルマッサージ器
施術時間の短縮
- ネット予約システム
電話対応時間の短縮



【クリーニング業】

- 洗濯機・乾燥機の増設
労働能率の向上
- パンツプレス機
初心者でも作業が可能



【接客業】

- 自動釣銭機
勤怠打刻機
- 労働能率の向上



【飲食業】

- 食器洗浄機
洗浄時間の短縮
- フードスライサー
肉細分作業時間の短縮



【製造業】(縫製)

- 新型ミシン
作業能率の向上
- 初心者でも作業
が可能



【製造業】

- 生産管理システム
容器洗浄機
- 作業能率の向上



【介護事業】

- 介護ベッド
リハビリ器具
- 業務効率の向上



【特例事業者】以下の または の要件を満たす事業者は、助成対象経費が拡大されます。

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

【助成対象経費が拡大！】



生産性向上に資する設備投資

- 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入



さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。

関連する経費

- 広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



生産性向上に資する設備投資

- デリバリーサービスを行っている飲食店が、
機動的に配送できるよう
- デリバリー用3輪バイクを導入

関連する経費

- デリバリーサービスを幅広く周知するための
広告宣伝を実施
- 関連する経費とは
生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する
費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



厚生労働省

高知労働局

【制度のお問い合わせ先】
業務改善助成金
コールセンター
0120-366-440

業務改善助成金

検索



【ワンストップ相談窓口】
高知県働き方改革
推進支援センター
0120-899-869

【申請先】
高知労働局
雇用環境・均等室
088-885-6041